

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則

平成二十五年三月二十九日

岡山県規則第二十八号

改正 平成三〇年三月二三日規則第一六号

令和五年四月一八日規則第五三号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則を次のように定める。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則（平成十八年岡山県規則第四百十号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請等に係る記載事項等）

第二条 次に掲げる申請等をしようとする者は、法又はこれに基づく命令に定めるもののほか、それぞれ知事が必要と認める事項を記載した申請書等又は書類を提出しなければならない。

- 一 法第二十一条の五の十五第一項の規定による指定の申請
- 二 法第二十一条の五の十六第一項の規定による更新の申請
- 三 法第二十一条の五の二十第一項の規定による変更の申請
- 四 法第二十一条の五の二十第三項の規定による変更又は再開の届出
- 五 法第二十一条の五の二十第四項の規定による廃止又は休止の届出
- 六 法第二十四条の九第一項の規定による指定の申請
- 七 法第二十四条の十第一項の規定による更新の申請
- 八 法第二十四条の十三第一項の規定による変更の申請
- 九 法第二十四条の十三第三項の規定による変更の届出
- 十 法第二十四条の十四の規定による辞退の届出

（平三〇規則一六・一部改正）

（費用の額の算定に関する届出）

第三条 指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者は、法第二十一条の五の三第二項第一号又は第二十四条の二第二項第一号の規定による費用の額の算定に関し知事が必要と認める事項を記載した届出書又は書類を提出しなければならない。

（公示）

第四条 法第二十一条の五の二十五及び第二十四条の十八の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業所（指定障害児入所施設に係る公示にあつては、施設）の名称及び所在地

二 事業者（指定障害児入所施設に係る公示にあつては、設置者）の名称及び主たる事務所の所在地

三 指定、事業の廃止又は指定の取消しの年月日（指定障害児入所施設に係る公示にあつては、指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日）

四 事業所番号

五 事業の種別

（平三〇規則一六・一部改正）

（経由）

第五条 第二条及び第三条に規定する申請等は、当該事業所又は施設の所在地を所管する県民局長を経由してしなければならない。

（身分を証する書類）

第六条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号。以下「条例」という。）第七十二条の九（条例第八十条において準用する場合を含む。）の身分を証する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、当該従業者の写真を貼り付け、当該事業所の代表者が記名押印しなければならない。

一 当該従業者の職名、職種及び氏名

二 当該書類の発行年月日

三 当該事業所の名称及び所在地

（平三〇規則一六・一部改正）

（知事が規則で定める地域）

第七条 条例第八十三条第五項に規定する知事が規則で定める地域は、こども家庭庁長官が定める離島その他の地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十二号）に定める地域のうち岡山県の地域とする。

（令五規則五三・一部改正）

（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第一六号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和五年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。